

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上） を採捕する漁業者のみなさまへ

令和8年4月1日から、太平洋クロマグロ（30kg以上）に対し「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が適用されます。当該魚種を採捕し解体までの個体※を取引する際には、情報の伝達・取引記録の作成が義務付けられます。

※ 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスまでを対象

1 情報の伝達義務

天然クロマグロを伝票で情報伝達を行う場合、販売先へ次の情報を伝えてください。

荷 受 票					
船名			荷主名		
②					
No.	品名	重量	単価	買受人	備考
1	① 本マグロ	③ ○ kg	□□円		
2					
3					

④ ●年●月●日
○○県 ○○市
○○漁業協同組合

- ① 名称
- ② 漁船名等
- ③ 産地重量
- ④ 陸揚げ日

2 取引記録の作成・保存の義務

○取引記録の内容

- ① 名称 ② 漁船名等 ③ 産地重量 ④ 陸揚げ日 ⑤販売時重量
- ⑥ 販売日（引渡日） ⑦ 販売先（引渡先）

○保存期間：3年間

◆ 詳しくは水産庁のWebサイト又は問い合わせ先へ

問い合わせ先	
水産庁加工流通課 水産流通適正化推進室	☎ 03-3502-8111（内線6847）
広島県農林水産局水産課	☎ 082-513-3618（直通）

Webサイト
QRコード

